

富士吉田市農業委員会 令和7年5月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年5月28日（水）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（13名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第5番	小野 利壹
第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第4番 小俣 俊子

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦労様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 13 名であり、小俣俊子委員より欠席の連絡をうけております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています。推進委員の眞田眞喜雄委員から欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 9 番 宮下 師貴 委員、第 10 番 權正 常夫 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 6 分休憩）

（午後 2 時 8 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 5 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の2号につきましては、譲受人が営農拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の2号の申請地は笹子スポーツ広場の南西約320mに位置しております。申請地では、水稻を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の6号につきましては、申請人が車庫兼物置として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の6号の申請地は、CATV富士五湖の南西約95mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、昭和49年に工場用地として父親から譲り受け、現在まで車庫兼物置として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号4の7号につきましては、申請地を貸し駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の7号の申請地は、新倉山浅間公園の南西約80mに位置しており、貸し駐車場として利用するものです。必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(加賀美 優 君)

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号4の8号につきましては、土地区画整理事業に伴い、申請地を土地造成及び区画道路整備用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が3,626㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長(勝俣 道明 君)

第5委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の8号の申請地は、笹子スポーツ広場の南西約170mに位置しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

1年位前にこの質問があった時に、水路の確保をするという話でしたが、確保は出来ているのでしょうか？

○ 事務局

現在確認が出来ていないため、後ほど確認させていただきます。

○ 委員

畑も水田も、どちらにしても水が必要なので、その確認はよろしく願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としますが、第2委員会の1件については取り下げられておりますのでご報告いたします。それでは、第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の13号につきましては、借受人が申請地を借り受け、診療所建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の13号の申請地は、市立病院の北約290mに位置しており、診療所建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の14号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の14号の申請地は、焼き肉竜ヶ丘の西約128mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第5委員会の3件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の11号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の15号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、福祉施設建築用地及び福祉施設駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が10,639㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の16号につきましては、借受人が申請地を借り受け、福祉施設建築用地、及び福祉施設駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が4,930㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の11号の申請地は、もうちゃんストアの西約240mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の15号の申請地は、笹子スポーツ広場の南西約170mに位置しており、福祉施設建築用地及び福祉施設駐車場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の16号の申請地は、笹子スポーツ広場の南西約170mに位置しており、福祉施設建築用地及び福祉施設駐車場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号5の16号は、何筆ですか？

○ 事務局

129筆です。

○ 委員

受理番号5の16号の所有権について、使用貸借の理由は？

○ 事務局

区画整理の関係があるためです。

○ 委員

譲渡し人の相続が済んでない人もいるのでしょうか？

○ 事務局

大変な量があったと申請人から聞いておりますが、整ったということで、そういった方はいないということです。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の3件について採決いたします。第5委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号の農地法第 5 条許可申請の 5 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第 4 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、7 件です。筆数累計は 12 筆、面積合計は 6,981 ㎡です。3 件が農用地の利用を継続する案件で、4 件が新規に利用する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、認定農業者案件でないものについて、各地区から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

まず第 2 委員会からお願いします。

○ 第 2 委員会委員（小野 利壹 君）

番号 3 と 6 と 7 について、第 2 委員会から報告いたします。

5 月 22 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

番号 3 の農地は、第三保育園の北東約 180m に位置しており、野菜の栽培を行う予定です。

次に、番号 6 の農地は、吉田高校の北西約 180m に位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

次に、番号 7 の農地は、下吉田東小学校の北約 160m に位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に適当であると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第 6 委員会からお願いします。

○ 第 6 委員会推進委員（滝口 等 君）

番号 4 について、第 6 委員会から報告いたします。5 月 22 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

番号4の農地は、上暮地コミセンの南東約140mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただ今の事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の4号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の4号の申請地は、小倉山団地の西約520mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号21の3号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の3号の申請地は、元雇用促進住宅の北約660mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案の通り通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。第1委員会の受理番号12の2号の農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。5月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の2については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

現況地目について教えてください。

○ 委員

面積1,550mが田んぼで、その他が畑です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和7年5月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後2時55分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 28 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 宮下 師貴

委 員 權正 常夫